

高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書（概要）

I 自治基本条例制定の背景

地方分権の大きな流れや、人口減少、少子高齢化社会の到来等による社会状況の変化、住民自治の本格的な取組の中で、住民と行政と議会との関係を明確にし、自治体運営の基本原則を定め、住民自治の実現を図ることを目的とする自治基本条例の制定が必要とされています。

II 自治基本条例とは

住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則について定めるものが自治基本条例です。自治基本条例は、個別の条例や計画、施策の上位に位置付けられるため、いわば、「自治体の憲法」とも称されています。

III 検討プロセスの特徴

- ワークショップ形式での検討
委員間の相互理解、共通認識を図り、各委員の想いを形にする方法として、検討プロセスにワークショップを取り入れました。
- PI（パブリック・インボルブメント）活動の展開
広く市民の意見を吸い上げ、反映するための活動に重点的に取り組みました。
 - 「市民委員会瓦版」の発行
市民委員会では、委員会で議論している内容を市民に積極的に公開しました。その一つが市民委員会による瓦版の発行（Vol. 01～10）です。
 - 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう！～」の開催
市民委員会で議論した内容について、市民に問いかけ、市民の皆さんの意見を反映させるため、市民委員会主催でフォーラムを開催しました。

IV 高松市自治基本条例（仮称）の特徴

- 3つの主体（市民、行政、議会）の明確化
自治の主体である市民、行政、議会の3つの主体を明確に位置付け、それぞれの役割と責務を定めました。
- 3つの基本原則
地方分権時代におけるまちづくりの観点から、次の3原則を基本原則としました。
 - ①情報共有の原則、②過程明示の原則、③参加・協働の原則

V 高松市自治基本条例（仮称）の基本構造および盛り込みたい内容

1 前文 国民主権の概念／持続可能な地域社会／自立し、まちづくりに参加する市民像

2 総則

- (1) 目的 住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則
市民の主体的な参加・協働のルール／住民自治の実現
- (2) 条例の位置付け 最高規範としての位置付け
- (3) 定義 市民、コミュニティ、行政、協働、参加を定義
- (4) 基本原則
 - ① 情報共有の原則 市民、行政、議会の情報共有
 - ② 過程明示の原則 行政が施策等を決定する前の情報や過程の公開
 - ③ 参加・協働の原則 市民の主体的な市政参加／市民、行政、議会の対等かつ自由な立場での協働

3 市民主権と協働

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 市民参加の権利 | まちづくりに参加する権利／公平公正な市民参加の機会 |
| (2) 権利の行使と責任の履行 | 市民の積極的参加／まちづくり主体としての自覚と責任／地域コミュニティへの積極参加 |
| (3) 市民の知る権利 | 情報を知る権利／政策形成過程情報の公開 |
| (4) 情報公開制度 | 公正かつ適正な情報公開の推進 |
| (5) 個人情報保護制度 | 個人情報の適正な取り扱い |
| (6) 市民参加の機会 | 広く市民が市政に参加できる機会の確保／パブリックコメントの実施／附属機関の委員の公募 |
| (7) 協働のパートナーの育成 | 地域コミュニティ協議会やNPOなどの団体の支援、市民と行政との協働によるまちづくり／協働のパートナーの育成 |
| (8) 住民投票 | 市民による住民投票の請求／議会・市長による住民投票の実施／住民投票結果の尊重・説明／別途条例で規定 |
| (9) 総合計画の位置付け | 総合計画策定プロセスでの市民参加機会の充実／適切な進行管理と定期的な公表 |

4 行政の役割と責務

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 市長の職責 | 行政の最高責任者／公正・誠実な市政運営 |
| (2) 行政組織の編成 | 横断的に対応できる組織の編成 |
| (3) 職員倫理と意識 | 法令等遵守、公正・誠実かつ効率的な職務遂行 |
| (4) 要望・苦情への対応 | 要望・苦情への速やかな対応 |
| (5) 行政の説明責任 | 分かりやすい説明 |
| (6) 安全安心の優先確保 | 危機管理体制の整備、災害時の迅速な財政支出 |
| (7) 外部監査・行政評価 | 外部監査の結果公表／行政評価の実施、外部評価の公表 |
| (8) 財政運営 | プライマリーバランスを十分考慮した予算編成／財政状況の公表 |

5 議会・議員の役割と責務

- | | |
|-------------|---|
| (1) 議会の責務 | 条例制定・議決・政策提案等の実施、行政活動の監視／活発・自由な討議、政策決定に市民の意見を反映 |
| (2) 開かれた議会 | 議論の内容の市民への積極的提供／公聴会制度・参考人制度等の活用 |
| (3) 議員の責務 | 地域課題等の把握、的確な判断／発言・行動に対する責任 |
| (4) 議員の情報公開 | 市政に関する情報の共有 |
| (5) 議員の研鑽 | 自己の研鑽、市民福祉向上のための発言・活動／議会事務局体制の充実・強化 |

6 連携と協力、改正等

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 国や他の地方公共団体との協力 | 他の地方公共団体・国等との連携・協力 |
| (2) 本条例の進捗管理 | チェック機能が働く委員会の設置 |
| (3) 改正・見直し | 4年を超えない期間での条例の見直し |